

## 習志野市排水設備指定工事店指定申請のご案内

### 1、指定工事店の資格要件(すべてを満たしていること。)

- (1) 排水設備等の新設等の工事に必要な設備及び機材を備えていること。
- (2) 千葉県内に申請に係る事業所を置いていること。
- (3) 申請に係る事業所に1名以上専属の責任技術者を置いていること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 申請者(法人にあっては代表者。以下同じ。)が、精神の機能障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
  - イ 申請者が、破産手続き開始の決定を受けて復権していない場合
  - ウ 申請者が、責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
  - エ 申請者が、本市の指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合
  - オ 申請者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当な理由がある場合

### 2、指定申請時の提出書類

新規で排水設備指定工事店の指定を受けようとする場合は、指定開始日の30日前までに下記の書類を提出してください。

現在、指定を受けており、引き続き指定を受けようとする場合は、指定の有効期間の満了する日の30日前までに、下記書類を提出してください。更新後の工事店証の交付時に、旧工事店証を返納してください。

	提出書類	注意事項
(1)	排水設備指定工事店指定申請書 (第1号様式)	法人の場合は、登記事項証明書の記載内容と同様に記入。
(2)	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図(第2号様式)	写真は事業所内外のものとし、外観写真には法人名の看板等が含まれているもの。資材置き場がある場合は、写真と付近見取図が必要。
(3)	登記事項証明書	法人の場合のみ。原本で発行から3カ月以内のもの。
(4)	定款の写し	法人の場合のみ。申請者による原本証明が必要。
(5)	申請者の住民票の写し	原本で発行から3カ月以内のもの。
(6)	申請者の履歴書	住所、氏名、連絡先、写真、経歴、記載日を記入したもの。
(7)	申請者の身分証明書	本籍地で発行された原本で発行から3カ月以内のもの。
(8)	専属の責任技術者証の写し(表・裏)	千葉県下水道協会会長が交付したもので、裏面に工事店名が記入されているもの。申請日が有効期間内であること。
(9)	専属の責任技術者の雇用関係を証する書類	在籍証明書、源泉徴収票の写し 等
(10)	排水設備等の新設等の工事に必要な設備及び機材を備えていることを証する書類	数量を明記した一覧表及び写真 等

### 3、指定の有効期間

指定の日から5年とします。

### 4、申請手数料

新規及び更新時には合計6,000円の申請手数料が必要です。

指定工事店指定申請手数料 5,000円

工事店証交付手数料 1,000円

### 5、指定内容に変更があったとき

指定の内容に変更があった場合は、速やかに「排水設備指定工事店変更届出書(第5号様式)」に下記書類を添付して提出してください。添付書類の注意事項は、「2、指定申請時の提出書類」を参照してください。

	変更事項	添付書類
(1)	事業所を移転したとき	①事業所の平面図及び写真並びに付近見取図(第2号様式) ②登記事項証明書 ③定款の写し
(2)	専属の責任技術者に異動があったとき	①専属の責任技術者証の写し(表・裏) ②専属の責任技術者の雇用関係を証する書類
(3)	商号又は名称を変更したとき	①登記事項証明書 ②定款の写し
(4)	申請者の変更及び氏名の変更があったとき	①登記事項証明書 ②定款の写し ③申請者の住民票 ④申請者の履歴書 ⑤申請者の身分証明書

※(1)(3)(4)の場合は、工事店証を返納してください。

### 6、営業を廃止(休止)したとき

速やかに「排水設備指定工事店廃止(休止・再開)届出書(第6号様式)」を提出し、工事店証を返納してください。

### 7、工事店証を亡失、滅失、汚損したとき

再交付が必要になりますので、「排水設備指定工事店証再交付申請書(第4号様式)」を提出してください。工事店証再交付手数料として1,000円かかります。

### 8、その他

排水設備指定工事店の指定に関する事項は、次の条例及び規程に定められています。

(1) 習志野市下水道条例

(2) 習志野市排水設備指定工事店規程

習志野市企業局 工務部 下水道課  
〒275-8666  
習志野市藤崎1丁目1番13号 新館3階  
電話:047(475)3321(代表)

## 習志野市排水設備指定工事店 提出書類チェック表

新規・更新	事業所移転	責任技術者異動	商号・名称変更	代表者変更	提出書類
<input type="checkbox"/>					排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式) 法人の場合は、登記事項証明書の記載内容と同様に記入。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排水設備指定工事店変更届出書(第5号様式) 変更事項について、詳細を記入。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				事業所の平面図及び写真並びに付近見取図(第2号様式) 写真は事業所内外のものとし、外観写真には法人名の看板等が含まれているもの。 資材置き場がある場合は、写真と付近見取図が必要。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 法人の場合のみ。発行から3カ月以内のもの。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款の写し 法人の場合のみ。申請者による原本証明が必要。
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	申請者の住民票の写し 原本で発行から3カ月以内のもの。
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	申請者の履歴書 住所、氏名、連絡先、写真、経歴、記載日のあるもの。
<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	申請者の身分証明書 本籍地で発行された原本で発行から3カ月以内のもの。
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			専属の責任技術者証の写し(表・裏) 千葉県下水道協会長が交付したもので、裏面に工事店名が記入されているもの。 申請日が有効期間内であること。
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			専属の責任技術者の雇用関係を証する書類 在籍証明書、源泉徴収票の写し 等
<input type="checkbox"/>					排水設備等の新設等の工事に必要な設備及び機材を備えていることを証する書類 数量を明記した一覧表及び写真 等